

- TOP I X
- 12月 税務カレンダー
- セルフメディケーション税制
- 永田会計こんなコトしてます！！
- その他

発行：税理士法人永田会計
主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号
TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371
Mail : nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp
HP : <http://www.taxnagata.com>



TOP I X

早いもので今年も師走となりました。
年末になり、何かと忙しい日々が続いておりますが
みなさん変わりなくお過ごしでしょうか？
風邪をひかないように、気合い！で今年の冬を乗り
切りましょう。

第2回のテーマは、セルフメディケーション税制
(医療費控除の特例)です。確定申告により、所得
控除を受けることができます。平成29年の確定申
告から適用できます。詳しくは、職員までお声かけ
下さい。

~~~~ご存知でしたか？~~~~



## 税務カレンダー

### 12月 師走

11日  
源泉税納付期限

31日  
10月決算法人の確定申告期限  
H30年4月決算法人中間申告  
消費税・地方消費税中間申告  
年末年始につき  
(H30年1月4日期限)

### 年末年始休業期間のご案内

平成29年12月29日～平成30年1月4日

## セルフメディケーション税制について

平成29年1月から特定医薬品購入に対する新税制「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まりました。

この税制は、きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を年間12,000円以上購入した際に、12,000円以上を超えた部分の金額について所得控除を受けられるようにしたものです。

### ■申告対象となる人■（下記のすべてに該当すること）

- ・ 所得税、住民税を納めている
- ・ 特定健診、予防接種、定期健診、がん検診を行っている
- ・ 1年間で対象となる医薬品を12,000円を超えて購入している（扶養家族分を合算）

### ■所得控除金額について■

対象となる医薬品の年間購入が12,000円を超えると、その超えた部分の金額（上限88,000円）が対象



### ※注意

従来の医療費控除制度と同時に利用はできないので  
どちらを適用するか有利な方を選択する  
不明点などお気軽にお尋ねください。



# 永田会計こんなコトしてます！！

## 税務相談

皆様のお知り合い等で税務についてお困りの方はいらっしゃいませんか？当法人は、新規のお客様向けに税務相談を受け付けています。あらゆる面からサポートをさせていただきます。あきらめずにご相談ください。



## 相続税の財産診断

平成27年から基礎控除が引き下げられたことにより、「相続税がかかるのではないか？」と不安になっておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか？そんな方の為に、相続税の財産診断を行っております。お気軽にお尋ねください。



## 永田未来塾

当セミナーの目的は、  
①自社分析  
②経営理念・目標作成  
③5ヵ年計画立案

経営者の皆様からご好評をいただいております。ご興味を持たれましたらお気軽にお尋ねください。



## その他

### 年末調整のご準備はお済ですか？

師走に入り、何かとお忙しいとおもいますが年末調整の時期が迫ってまいりました。先月号にてお知らせしたとおり、扶養控除申告書への記入・控除証明書等の準備をお願いいたします。また、中途入社の方には前職の源泉徴収票が必要になります。事前にご確認をお願いいたします。不明点などあれば、お気軽にお尋ねください。



### ご存知ですか?? ～軽減税率対策補助金～

平成31年10月から消費税率10%への引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。飲食料品の小売や飲食店を営む事業者の方で、軽減税率対応する為のレジの導入や買替・受発注システムの改修等について補助（原則2/3）が受けられます。

申請期間は、平成30年 1月31日となっています。



### [編集後記]

「甘えん坊で食いしん坊、体脂肪は35%もあり、最近ジムに通いだした。好物はカラアゲ。特技はおかわり。」

これは、とある携帯電話会社のCMキャラクターの紹介文であります。まるで私の紹介をされているかのような気分になります・・・。

みなさん、もしよかったら年末年始の慌ただしい中、少しほっこりしたい時に検索してみてくださいはいかがでしょうか？

しおり